

聖園学園短期大学 GPA に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、聖園学園短期大学履修規程第6条第2項に規定する Grade Point Average (以下「GPA」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、GPA とは、各科目の5段階評価に対応した評点 (以下「Grade Point (GP)」という。)を付与して算出する1単位当たりの評定平均値を言う。

(対象授業科目)

第3条 GPA 算出の対象授業科目は、次の各号に掲げるものを除外したすべての授業科目とする。

- (1) 合否等により評価される授業科目
- (2) 他大学等で履修した授業科目
- (3) その他学長が除外すると定めた授業科目

(成績評価)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げる GP を配点する。

点数	評価		GP
100点～90点	S	合格	4.0
89点～80点	A		3.0
79点～70点	B		2.0
69点～60点	C		1.0
59点以下	F	不合格	0.0

(GPA の種類及び計算方法)

第5条 GPA は、次の各号に区分し、当該各号に定める方法により計算するものとし、計算値の表示は、小数点第三位以下を切り捨てるものとする。

- (1) 学期 GPA = (当該学期に評価を受けた各授業科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該学期に評価を受けた授業科目の総単位数
- (2) 年次 GPA = (当該年度に評価を受けた各授業科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該年度に評価を受けた授業科目の総単位数
- (3) 通算 GPA = (在学全期間に評価を受けた各授業科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 在学期間に評価を受けた授業科目の総単位数

(GPA 計算期日)

第6条 GPA の算定は、原則として前期にあつては10月1日、後期にあつては、3月1日とする。

2 実習に関する科目 (教育実習、保育実習及び実習指導) の GPA の計算期日は次の各号のとおりとする。

- (1) 教育実習 I …1 年次後期
- (2) 教育実習 II …2 年次後期
- (3) 保育実習 I …2 年次後期

- (4) 保育実習Ⅱ…2年次前期
- (5) 教育実習指導…2年次後期
- (6) 保育実習指導Ⅰ…2年次後期
- (7) 保育実習指導Ⅱ…2年次前期

(再履修における GPA の取扱い)

第7条 再履修により単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価と単位数を GPA 算定に算入するものとする。

(GPA の通知)

第8条 GPA は、成績通知表に表記して通知する。

2 通算 GPA は、成績証明書に表記する。

(GPA の活用)

第9条 GPA は、次の各号に定めた事項に活用する。

- (1) 学生の学修に関する事項
- (2) 学生の表彰に関する事項
- (3) 奨学金に関する事項
- (4) その他学生に関する事項

(退学勧告)

第10条 前期終了時の GPA が 1.00 未満の者には、学長が嚴重注意を行う。

2 後期終了時の GPA が 1.00 未満の者には、教授会の議を経て、学長が退学勧告を行う。ただし、特別な事情があると認められた場合はこの限りではない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この改正の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。